

日本書紀上



日本古典文學大系 67

日本書紀上

岩波書店刊行

日本書紀 上

日本古典文学大系 67

昭和 42 年 3 月 31 日 第 1 刷 発行 ©

定価 1500 円

校 注 者

坂本太郎 家永三郎  
井上光貞 大野晋

東京都千代田区神田一ツ橋 2ノ3  
発行者 岩波雄二郎

東京都青梅市根ヶ布 385  
印刷者 白井倉之助

発行所

東京都千代田区 株式 岩 波 書 店  
神田一ツ橋2ノ3 会社

落丁本・亂丁本はお取替いたします

# 目 次

解 說

凡 例

三

七

共

卷第一 神

代 上

三

卷第二 神

代 下

三

卷第三 神

神武天皇

八

磯城津彥玉手看天皇

安寧天皇

三

大日本彦耜友天皇

懿德天皇

四

觀松彥香殖稻天皇

孝昭天皇

五

日本足彥國押人天皇

孝靈天皇

六

大日本根子彥太瓊天皇

孝元天皇

七

大日本根子彥國牽天皇

開化天皇

八

稚日本根子彥大日天皇

崇神天皇

九

卷第五 御間城入彥五十瓊殖天皇

一〇

卷第六 活目入彥五十狹茅天皇

一一

垂仁天皇

一二

卷第七	大足彥忍代別天皇	稚足彥天皇	景行天皇
卷第八	足仲彥天皇	稚足彥天皇	成務天皇
卷第九	氣長足姬尊	仲彥天皇	仲哀天皇
卷第十	譽田天	彥天	神功皇后
卷第十一	大鷦鷯天	天	應神天皇
卷第十二	去來穗別天	天	仁德天皇
瑞	齒穗別天	天	履中天皇
穴	穂天	天	反正天皇
卷第十三	雄朝津間稚子宿禰天皇	允恭天皇	昌
穴	穂天	天	安康天皇
卷第十四	大泊瀨幼武天	雄略天皇	昌
卷第十五	白髮武廣國押稚日本根子天皇	清寧天皇	昌
億	弘計天皇	顯宗天皇	昌
校	異	天皇	仁賢天皇
底本奧書			
補注			
異體字表			

# 解 説

## 一 書名・成立・資料

### 一 書名

日本書紀は一に日本紀ともいう。その命名の由来や、二つの名前の関係については、古来いろいろの説があつて、まだ決着してはいない。

一般に行なわれている説は、伴信友が「日本書紀考」(『比古媛衣』巻二)において述べたものである。かれは言う。日本紀が本来の名である。その理由は、この紀の奏上を記した『統日本紀』の養老四年(710)の記事に「修<sup>ニ</sup>日本紀」とあり、『統日本紀』以下の国史の名がみな日本紀をとつて、書紀をとつていいことから明白である。『本朝月令』所引「高橋氏文」にのせた延暦十一年(792)三月十八日の太政官符、『日本後紀』延暦十六年(797)二月、弘仁三年(802)六月等の記事なども日本紀といっている。これに対し、日本書紀とあるのは、『弘仁私記』序、延喜・天慶の『日本紀竟宴和歌』の序文、『朝野群載』にのせた承和三年(836)の「広隆寺縁起」、『釈日本紀』に引いた「延喜講記」などである。だから、弘仁年中から文人たちが日本紀に書の字を加えて日本書紀と称したのが、ついに題名となつたのであろうと。どうして、弘仁頃から書の字をえたかの理由については、信友の究明はそれほどつき進んでいず、『釈日本紀』の開題に師説として、宋の范蔚宗が『後漢書』を撰したとき、帝王の事を叙して書紀といい、臣下の事を叙して書列伝といったので、書紀もそれによつたのであろうかとあ

るのを引いているだけである。

この説のうち、『続日本紀』以下の国史の名を根拠として、日本紀が本来の名であったと推したことは、もつとも説得力に富むところであるが、その他の点は不十分の嫌いがある。弘仁以前にも日本書紀と称した史料は、『公式令集解』に引く古記、『万葉集』左注、『日本後紀』大同元年(646)七月条、『高野雜筆集』など、かなりある。かりに、これらを伝写の誤りであると解しても、なぜ弘仁頃文人たちが書の字をえたのであるか、納得のできる説明がぜひほしいのである。

書も紀も、中国では古来史書の題名に用いた文字であって、書は紀伝体の歴史を、紀は編年体の歴史を示す例である。『漢書』『後漢書』『晋書』は紀伝体であり、『漢紀』『後漢紀』などは編年体である。日本書紀は編年体だから、紀の字を用いたことは、この約束になっている。『漢紀』『後漢紀』がいずれも三十巻であって、書紀の三十巻と合っているところを見ると、少くとも名称には、こうしたものを見たものではないかと考えたくなるのである。

日本紀ならば、それでよいが、異質の書の字がはいるから、問題は混雑する。その関係をきわめて具体的に説明した学説が二つある。

一つは折口信夫博士の説である。博士は、日本紀の前に日本書というものがあつたと考へたいという。それが完成したかどうかは疑問であつて、むしろ日本書の一部である『帝王本紀』が帝紀として行なわれていたと見るのが適當だろう。ともかく日本書という観念があつて、日本紀が出てきたのであるから、当然本来の名は日本紀でなければならぬ。日本書紀といふ名は、史学の知識が自由な流動性を失いかけた頃から始まつた誤りらしい。弘仁頃の博士たちが、一知半解のもの知り顔から、半紙がみ、朱器椀などと言うにも等しい書名の音覚えに馴れて行なつたものだらうと言うのである(「日本書と日本紀」と『史学』五ノ二、全集第一巻)。

書と紀との相違をしつかりと把握した上ででの独創的な見解であるが、七世紀頃のわが知識人の間に、日本書という雄大な構想が立てられて実行されたかどうかは、頗る疑問としなければならぬ。しかし日本紀が本名で、日本書紀は博士たちの一

知半解の物知り顔から起こった名というのは、信友の言い足りなかつたことを説明したものとして意義が大きい。

今一つは神田喜一郎博士の説である。博士も、書と紀とはすぐには統かぬ文字であつて、中国に書紀という名をつけた史書は見当たらないといふ。そこで、本来これは日本書であつたのではないか。当時日本として国威を誇示するためには、欽定の正史を必要としたに違ひないが、正史は紀伝体の「書」でなければならぬとする観念がすでに行なわれていたのである。そこで名称としては、紀伝体を意味する「日本書」をとつたのである。が、事実は紀があるだけで、志や列伝はないので、「日本書」という題名の下に、小字で「紀」と記して、日本書の紀であることを表示したのである。のちに伝写の間に、上の「書」と下の「紀」とがくつついて、いつしか日本書紀となつたが、それはかなり早い時代であつて、『続日本紀』の作られた時代には、その書名の由来がすでに忘れられていたのであらう。けれど、日本書紀という書名のおかしいことには気がついて、その体裁や内容にふさわしく日本紀としてしまつたのである(日本古典文学大系『日本書紀下』月報、昭和四十一年七月)。

この説は書籍にくわしい博士ならではの具体的な説明であるが、『続日本紀』撰進の延暦の頃までに、題名の「書」の大字と「紀」の小字の区別が失われるほど、たびたび書写されたかどうか、多少疑わしいように思われる。そして日本紀が本来の名称ではないとする所は、信友以来の旧説とはちがつた結論を示したものとして注目される。

以上のように、日本紀と日本書紀の名の由来について、確乎不動の学説はまだ出ていない。後世の取扱いでも、一方を正しい名とし、他方をそうでないとしたようすもない。写本はおむね巻首巻尾に日本書紀と題して、日本紀とは記さない。けれどもほかの書物にこれを引用した場合は、「日本紀云」とすることが多い。もつとも面白いのは『日本紀竟宴和歌』である。この書には延喜と天慶の二度の竟宴歌を集め、それぞれに漢文の序をのせてある。その延喜の題詞には、「日本紀竟宴各分<sup>ニ</sup>史得<sup>ニ</sup>神日本磐余彦天皇<sup>ニ</sup>并序」とあるのに、その序の本文は「日本書紀者一品舎人親王從四位下太朝臣安満等奉<sup>ニ</sup>勅所<sup>ニ</sup>撰也」と書き出す。天慶のも、題詞には「日本紀竟宴各分<sup>ニ</sup>史得<sup>ニ</sup>王仁<sup>ニ</sup>一首并序」とあり、序には「元正天皇御宇之時、勅所<sup>ニ</sup>

一品舎人親王徒四位下太朝臣安麻呂等二伴撰「日本書紀」とある。題詞には日本紀といい、本文に日本書紀と記して、少しも矛盾を感じないようである。どちらが正しいとか、正しくないとかの論をこえて、いずれも公式の名と認めていたとしか思われない。

ただ平安時代中頃から日本紀に意義の拡大が生じたことは事実である。それは紫式部を日本紀の局と称したことでも知られるよう、日本紀という言葉に、漢文體国史の総名といったような、やや観念的な意味が与えられたからである。これに対し日本書紀はあくまで一部の書物を指す。こうした点を取り上げれば、二つの名称には明らかに意味内容の相違ができたと言わねばならぬ。ただ、これもいつもそうであるわけではない。日本紀をもって一部の書物をさすことも、一方では引きつづいて行なわれている。今日われわれも両様の名を全く区別しないで用いているのである。

なお、書名に日本という国号を冠したことについても、古来論議がやかましかった。本居宣長の説く所では、日本紀の名はシナの『漢書』『晋書』などといふのに倣つたものであろうが、シナとは国がらの違う日本に、国号を冠する必要はない。これはかの国にへつらつた名で、宜しくない名であるというのである。河村秀根も同様な考え方をもつたうえ、ある古本にはたんに書紀と題していたという根拠から、日本の二字はないのが本来の姿であるという結論に達し、みずから著わした注釈書は、日本を削つて『書紀集解』と名づけたのである。しかし今日から見れば、これらの説は不通と言わねばならず、国号を冠したことに疑問をもつ人はいない。むしろ、そのことを重要視し、そこに国外にも存在を示そうとした書紀の性格を見るべきであり、古事記が国内ばかりに目を向けていたのはちがうと見るのが通説である。

## 二 成 立

日本書紀のでき上った時は、『続日本紀』養老四年(710)五月癸酉の条に、「先<sup>レ</sup>是一品舎人親王奉<sup>レ</sup>勅修<sup>ニ</sup>日本紀。至<sup>レ</sup>是功成奏上。紀卅卷系図一卷」とあって、明瞭である。ただ、ここに至るまでにどのような編修の過程があつたか。これより八年

前の和銅五年(七二三)にでき上った古事記の撰録と、どういう関係にあったかという点になると、史料が乏しいため的確のことわからぬ。古來多くの学説がいり乱れて定説を得ない状態である。

まず、これに関する史料としては、日本書紀天武天皇十年三月丙戌の条があげられる。その文には、「天皇御ニ于大極殿、以詔「川島皇子・忍壁皇子・広瀬王・竹田王・桑田王・三野王・大錦下上毛野君三千・小錦中忌部連首・小錦下阿曇連稻敷・難波連大形・大山上中臣連大島・大山下平群臣子首、令レ記ニ定帝紀及上古諸事」。大島、子首、親執筆以録焉」とあって、この時天皇の命によって、帝紀と上古諸事の記定が始まつたことを示している。これに関連したことは、古事記の序文にも見える。「於レ是天皇詔之、朕聞、諸家之所レ實帝紀及本辭、既違ニ正実、多加ニ虛偽。當ニ今之時、不レ改ニ其失ハ、未レ經ニ幾年ニ其旨欲レ滅。斯乃、邦家之經緯、王化之鴻基焉。故惟、撰ニ錄帝紀、討ニ覈旧辭、削ニ偽定ニ実、欲ニ流ニ後葉。時有ニ舍人。姓稗田、名阿礼、年是廿八。為レ人聰明、度ニ目誦レ口、払ニ耳勤レ心。即、勅ニ語阿礼、令ニ誦ニ習帝皇日繼及先代旧辭。然、運移世異、未行ニ其事ニ矣」。天武天皇が稗田阿礼に命じて誦み習わせた帝皇日繼と先代旧辭とは、その前にいう諸家の持つてゐる帝紀と本辭と同じはずであり、日本書紀天武十年の帝紀及び上古諸事とも同じであるうと考えられる。それならば、同じ天武天皇が川島皇子以下十二人の皇族貴族たちを大極殿に集めて記定を命じた事業と、稗田阿礼ひとりに命じて誦み習わせた事業とは、どういう関係があるのであろうか。同じことを別の半面から述べているのであろうか。また別の事業とすれば、そこの前後の関係はどうであろうか。

同じことと考えるのは、平田篤胤の説であるが、それにしては両方の事実があまりにもちがい過ぎる。皇族以下十二人を大極殿に召して記定させたのは、公的な政府事業としか考えられないが、天皇がひとりの舎人に誦み習わせたのは、私的なささやかな事業ではないか。同事説はどうも成立困難のようである。別事とすれば前後はどうか。天武紀の方が先で、古事記序の方が後だというのは、平田俊春博士の説である。氏はいう。天武十年の帝紀及び上古諸事の記定事業は、混乱していいた氏姓を正すためのものであつたが、諸氏の利害が錯綜しているので、なかなか結論が得られなかつた。そこで天皇は改め

て稗田阿礼を相手として、みずからそのことを行なった。その結果が天武十三年の八色の姓の制定となつたのである。古事記はのちに阿礼の誦み習つたことを筆録したものだから、天武十年の記定事業は古事記撰録の基となつたものである。日本書紀はそれとは関係がない。書紀は和銅七年(七四)紀清人・三宅藤麻呂に命じて、国史を撰ばせたことが『続日本紀』に見えるから、そのときに編修に着手したのであると『日本古典の成立の研究』。

これに対し阿礼にさせた仕事が先で、川島皇子らのそれが後だとするのは筆者の考え方である。天皇は、初めは阿礼を助手として帝紀旧辞の削偽定実を行なつたが、そのことが困難であったので、想を改めて川島皇子らの皇族貴族を集めめた大規模の帝紀旧辞記定事業を始めたのである。これが天皇のときには功を了えなかつたが、後の代々にうけつがれて、養老四年(七〇)に日本書紀となつて結実したのである。したがつて書紀編修の始めは天武天皇十年におくべきであるとするのである。そうはいっても、天武天皇十年に、のちの日本書紀のような史書の形式内容が構想せられていたと考えるのではない。十年のは、あくまでも帝紀と旧辞を正しく記定しようとした事業である。その事業を代々進めて行くうちに、おのずから書紀のような史書が構想せられたのである。だから、十年の事業は正確にいふと書紀の資料の整備である。ただ帝紀と旧辞は書紀の資料の核心となつたものである。その意味で帝紀旧辞の整備は、書紀編修作業の第一の重要な階梯であると思うのである。持統天皇の五年八月に、書紀は大三輪氏ら十八氏に、その祖先の墓記を上進させたことを記す。墓記とは墓誌銘のようなものであろうから、古来の名族たちにその祖先の功業について上申させたことになり、政府で行なう帝紀旧辞の記定に対し、新しい資料を追加蒐集しようとする試みであると解するのが自然であろう。事実、いま書紀を見ると、十八氏中の大三輪・上毛野・膳部・紀伊・大伴・石上の六氏については、旧辞にはなくて、それぞれの氏に独自の伝承と考えられる記事を含んでいる。これによつて、持統朝は天武朝の意志をついで国史編修の事業を推しすすめていたと考えてよいと思う。文武朝にはきわ立つた動きは見えない。これは大宝律令制定の仕事に忙しく、国史には手が廻りかねたのであろう。

元明天皇は天武天皇の皇太子草壁皇子の妃であつたため、天武天皇の遺業の紹述に关心をもつたのであろうか。太安万侶

に稗田阿礼の誦んだ所を撰録させた。和銅五年(七二二)にでき上った古事記がそれである。

つづいて和銅六年(七三三)五月には、諸国に風土記撰述の命を下した。当初、風土記の名があったかどうかは不明であるが、郡内の諸産物や土地の沃墳といった現実的効用のある事項のほかに、山川原野の名号の由来や古老的伝える旧聞異事のような歴史的なものを、その記載項目の中に加えているのは、この挙が多分に歴史的関心によって行なわれてることを示す。それは一面ではやがて日本書紀として結実した国史編修の事業とかかわりをもつたのではなかろうか。風土記が書紀の記事の材料となつたという証拠は、現存の資料では『筑紫風土記』(乙本)ぐらいしかあげられぬけれども、何らかのつながりが風土記と書紀との間にあつたろうと想像することは許されるであろう。

つぎには和銅七年(七四)二月戊戌、從六位上紀朝臣清人、正八位下三宅臣藤麻呂に詔して国史を撰ばしむという記事が、『続日本紀』に見えている。この記事は多くの人によつて書紀の編修に關係づけて解釈されるが、その重点のおき方は、それぞれかなり違う。これを書紀編修の眞の初めと解するのは、先に述べた平田俊春博士らであるが、それにしてはふたりの官位の低いのが気にかかる。和田英松博士はそこでこの記事には文字の脱落があるのであると推測した。本来は舍人親王以下の高官の人の名がこの前に一二二行あつたのを、伝写のさいにおとしたのであるというのである(『本朝書籍目録考証』)。また平田篤胤らは、この時に撰ばれたのは『和銅日本紀』というもので、いまの書紀ではない。書紀はこの『和銅日本紀』を材料として改めて編修したものであるといふ(『古史徵開題記』)。この説によると、この記事と書紀との関係は間接的なものとなる。筆者は、書紀編修の事業を天武天皇十年から断続はありながらも精神的には継承しているものと思うから、この記事はその事業への編修員の追加任命を指すものであろうと解する。ともかく、元明天皇のときに書紀編修事業が力強く推進せられたであろうことは、以上の諸記事から察するに難くない。

和銅七年(七四)から六年たつた養老四年(七二〇)に書紀は完成した。その記事に、舍人親王がこれより先に勅を奉じたとあるので、その先とはいつであるかについても諸説はまちまちであるが、上述したような事情から考えれば、元明天皇のときで

あるとするのが穏当であろう。舍人親王は『続日本紀』によると、天武天皇の第三皇子とあり、養老四年八月、書紀奏上後わずかに三月で、知太政官事に任せられ、天平七年(七三五)薨去までその任にあった。文武・元明の朝に、諸皇子中で重要な位置を占めていたことは、大宝四年(七〇四)正月皇子たちが封を増し賜わったとき、二品長親王・舍人親王・穂積親王・三品刑部親王が共に二百戸と定められていることから、察せられる。このように天武天皇の皇子が編修總裁の任に当たったのは、天武天皇の遺業の繼承であることが強く意識せられていたからであろうと思う。

舍人親王の下にあって、編修の実務に従つた人は、上記の紀清人・三宅藤麻呂の名が知られるほかは明らかでない。『弘仁私記』序には太安万侶の名をあげ、以後の諸書にこれをおそうものもあるが、どこまでその記事に信憑性があるか疑わしい。安万侶は古事記を撰録した人であるから、かれが書紀の編修にも関与したとすれば、もつと古事記を主張するような形が書紀にあらわれるべきではなかろうか。ところが周知の通り、書紀の内容を見ると、古事記に概して無関心であり、故意に無視したような所も見える。古事記に精魂をこめた安万侶が、こうした書紀の編修態度を是認したであろうか。それははなはだ疑わしい。もつとも、これについて、もつと精密な実証的研究が必要であろうから、今後の検討に待つことにしたい。

ともかく書紀の編修は、天武天皇十年に始まり、養老四年(七二〇)に及んだ三十九年もの長い事業である。初めは帝紀・旧辞の校訂整理であったが、しだいに事業を拡大し、広く方々に資料を求めたり、正史としての体例を定めたりするのに、多くの年月を費やしたのである。稿本は何回か書き改められ、また書き加えられたのである。現在の書紀に分注としていれられている或本とか一本とかいうものは、それらの稿本の一種であろうと思われる。また、時に重複の記事があり、同じ有名詞で用字の異なる場合も多いが、それらは編修の人や時が違うと共に、用いた史料もちがうから起こつたものである。

卷により編修の人や時がちがっていたであろうという推測は、最近著るしい成果をあげた書紀区分論からも支持される。書紀区分論といふのは、書紀に用いられた文字や語法に卷によりある種の傾向があるので、それらを整理すると、おのずか

らいくつかの巻々のグループが指摘されるという説である。具体的には、歴代に必ず記されるべき記事としての即位・定都に関する文とか、氏々の始祖をあらわす文字とかいう問題、也・矣・焉・於・于のような助字の使い方、歌謡詞章における仮字の種類、分注の分布状態やその内容の偏向などを取りあげて整理すると、各種の徵候がほぼ一致して、次の十の区分が立てられるのである。

1 卷一——卷二

神代上下

2 卷三

神武

3 卷四——卷十三

綏靖——安康

4 卷十四——卷十六

雄略——武烈

5 卷十七——卷十九

繼体——欽明

6 卷二十——卷二十一

敏達——崇峻

7 卷二十二——卷二十三

推古——舒明

8 卷二十四——卷二十七

皇極——天智

9 卷二十八——卷二十九

天武上下

10 卷三十

持統

以上のうち、互いに似た傾向をもつグループの組み合わせも認められる。2(卷一)と9(卷二十八——二十九)、2・3(卷三——十三)と7(卷二十二——二十三)、4・5(卷十四——十九)と8(卷二十四——二十七)などはその例である。

この区分には、今後の研究によつて、なお手直しを加える必要が起るであろうが、これだけでも巻々の用字に偏向のあるという事実は明らかであり、書紀成立論への重要な寄与であることはいうを須いない。この事実から、各巻を分担した編者の名を推測する道もおのずから開けてこよう。太田善麿氏が書紀の編者には帰化人系の史官が加わっていたと想像し、巻

二十五・二十六に『伊吉博徳書』が引用されているのは、その部分(上掲8)に伊吉氏が関与したであろうこと、卷十四から二十七の部分(上掲4-8)には、欽明紀・敏達紀の王辰爾のこと、皇極紀の船史恵尺のことなどから、船氏が関与したであろうことなどを推測しているのは、その一つの試みである。これについての精深な研究はなお今後に待つところが多いである(この問題に関する多くの研究は、太田善磨『古代日本文学思潮論III——日本書紀の考察』、山田英雄「日本書紀の文体論について」(『史学雑誌』六三一六)などに紹介されている)。

### 三 資 料

日本書紀に用いられた資料には、大きく見て二通りの別が考えられる。一つは記事内容のために用いたもの、いわゆる史料である。帝紀・旧辞を始めとする古記・古文献である。いま一つは文章を潤色するための資料とした舶載の漢籍類である。『漢書』『後漢書』『文選』などはそれである。この後者については、文章の出典論として別に小島氏が一文を草することになつてゐるから、ここでは前者の史料について述べることにする。

日本書紀は、その史料が、古事記に比較すると、はるかに豊富であったことに特色がある。古事記は序文によつて、その史料が帝紀と旧辞の二種であったことがわかる。異本がたくさんあつた帝紀・旧辞を整理して、正しいと考えられる筋を通してしたもののが古事記であるからである。書紀も帝紀・旧辞を主要な史料としたことは、歴代天皇の名や、皇位継承の次第などが、文字の相違はあっても、大本において古事記と一致しているという事実から肯定されるが、そのほかに多くの史料を用いたのである。以下、帝紀・旧辞から諸史料について簡単な説明を加えよう。

**帝 紀** 古事記序文では帝紀は帝皇日繼・先紀などと書替えられている。帝皇日繼という言葉は、帝紀が歴代天皇の皇位継承の次第を記した記録であったという性格をよく示す。また書紀、欽明二年三月、皇子女を列举した条の分注には、帝王本紀といふものを引用して、その書はしばしば伝写される間に誤りを多く生じ、本によつて兄弟の順序が乱れているという

ことを述べている。この帝王本紀は帝紀と同類のものであると見てよからう。帝王本紀に異本が多くあつたというのは、古事記序文に帝紀や旧辞には異本が多くあつたというのに全く合致するからである。ただし、その分注の文の「帝王本紀、多有『古字』、撰集之人、屢經『遷易』。後人習説、以『意刊改』」といふくだりは、顔師古注の漢書叙例の文をほとんどそのまま採用したものであるから、その文章のはしばしをとらえて、帝王本紀の形を推測することは危い。ただ書紀の皇子女の記載に、帝王本紀が重要な史料となっていたという事実はこれによつて明瞭である。

帝紀の名は、このほか『上宮聖德法王帝説』、天平十八年(西暦736)閏九月二十五日の穗積三立写疏手実(大日本古文書二四)、天平二十年(西暦738)六月十日の写章疏目録(大日本古文書一二)などに見え、奈良時代にもなお写されていたことがわかるが、これらの帝紀は記紀の史料となつた帝紀と同じものかどうか確かではない。

帝紀の具体的な内容は、古事記の文から推測して、天皇の名、皇居の所在、治世中の重要事項、后妃・皇子女の名、それに関する重要事項、天皇の享年、治世の年数、山陵の所在などであつたろうと思われる。ただし歴代にすべてこれらが含まれていたのではなく、そのうちの二、三を欠くこともあつたであらう。とくに天皇の享年とか治世の年数など、年にに関するものは不完全であつたと思われる。また地名人名の書き方などに一定の基準がなく、本によつてまちまちであり、皇子女の順序などにも本による相違があつたということは、前にあげた通りである。

#### 旧　辞

古事記序文では本辞・先代旧辞などとも言われる。書紀、天武十年三月条に「帝紀及上古諸事」とある上古諸事も、旧辞に該当するものと解せられるから、たまたまそれは旧辞の内容を説明したものであるといえる。旧辞の内容は帝紀と同じように、古事記の文から推測するほかないが、その結果はまず神代の諸伝説、歴代天皇の巻々の諸説話、歌物語の類に帰するであらう。これを伝承の性質から分類すると、第一に祭祀に関連して伝えられたもので、祭祀の思想を内容としているもの、天岩戸、天孫降臨の物語の類、第二に氏族によつて伝えられたもので、氏族の歴史を内容とするもの、中臣氏の伝えた建御雷神の物語、猿女氏の伝えた天宇受命の物語など、第三に芸能を中心として伝えられたもので歌謡を含むもの

とか、興味をねらった物語で、仁德記の雁の卵、枯野の船などに分けられるというのが、武田祐吉博士の説である(『古事記説話群の研究』)。

以上の帝紀と旧辞とは、もとは口々に伝えられていたものであるが、天武天皇のときには諸家が所有して異本が多く生ずるほど、文献として定着していたのである。その筆録は六世紀欽明朝の前後から始まつたのであろう。旧辞的なものが、古事記では顯宗記で終り、書紀では繼体紀で終っていることから、それが察せられる。帝紀の方はその後も書きつがれたのであろう。けれども案外近い時代のことを記録するには熱心でなかつたらしい。繼体天皇崩御の年が不明であつたり、天皇の享年が古事記では安閑天皇から崇峻天皇まで六代、書紀では欽明天皇から崇峻天皇まで四代、記載がないといふようなところから察せられる。

**諸氏に伝えた物語の記録** 帝紀・旧辞は天武天皇の頃諸氏がもつていたにしても、本来は皇室に伝えられ、皇室で筆録したものであり、のちにそれを諸氏が写したものであろう。諸氏ではそれにいろいろと変改を加えたであろうから、異本ができるのであるが、筋の大本を動かすほどのものにはならなかつたであろう。

それに対し、諸氏は諸氏でそれぞれ独自の伝承をもつていていたことが考えられる。これらの伝承はやはりのちに記録せられて、皇室の旧辞には伝えられていない、氏々の先祖たちの物語を残すことになったと思われる。持統天皇五年、大三輪・雀部・石上・藤原・石川・巨勢・膳部・春日・上毛野・大伴・紀伊・平群・羽田・阿倍・佐伯・采女・穗積・阿曇ら十八氏に、氏祖たちの墓記を上進させたのは、そのような諸氏伝承の物語を集めようとした試みであろう。先にも述べたように、書紀を見ると、十八氏中の大三輪氏ら六氏については、その氏独自の伝承と思われる記事が見出される。旧辞だけでは満足せず、広く史料を集めようとした書紀編者の意図をここにうかがうことができる。なお、この類の記録は十八氏に限らず、多くの氏について存在し、書紀編修の史局に提出せられたことと思われる。帰化人系の秦氏・漢氏・伊吉氏・船史などのものは、中でも著るしい例である。